

1 業務名

令和6年度産業支援ポータルサイト有効活用のための調査・検討委託業務

2 事業目的

信州 IT バレー構想の実現に向けて、令和5年度に立ち上げた Nagano Infotech Crossing（以下「NIX」という。）への登録・利活用促進（NIXを起点としたIT企業と一般企業のマッチング強化）を図るため、NIXのみならず類似のポータルサイトや信州ITバレー構想関連事業を含めて現状分析を行い、連携や相乗作用を含めて今後の信州ITバレー構想実現に資する具体的なポータル戦略、戦術の設計を行う。

3 業務実施期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）までとする。

4 業務内容

本業務委託の実施に当たっては、前記2. に沿った業務趣旨の下、関係者間や地域との連携を重視し、専門的視点に立って次の業務を実施すること。

(1) 現行システムの調査・評価

- ・ NIXの現状を調査し、利用者のフィードバックを調査
- ・ その他信州ITバレー構想内で動いている様々な既存事業の調査
うち、以下の取組みサイトは必須の調査対象とする
 1. NDP (長野県デジタル化一貫支援サイト)
 2. DALL (長野県DX推進ラボ)
 3. NIT (信州ITバレー構想ポータルサイト)
 4. NICE (公益財団法人長野県産業振興機構(以下「機構」という。)ホームページ)
- ・ 課題を決定した上で改修案を提案

(2) NIXの運用計画書の作成

- ・ 信州ITバレー構想につなげていくための具体的戦略、戦術の設計

(3) プロトタイプ制作と検討会の実施

- ・ ユーザーフローを含むNIXの改善案を作成し、具体的内容について長野県、機構を交えて検討会を実施する

(4) 最終報告書の制作、提案書の提出

- ・ 運用計画、改修案の成果をまとめた報告書を作成

- ・実行案を提案

5 成果物

(1) 受託者は、本業務の成果物として、以下の納品物を提出すること。

ア 上記4(3)に定める報告書 一式

なお、納品物提出後は業務委託期間内に検討会を開催する事

イ 各種ドキュメント類

- ・紙媒体(正、副)

- ・CD-R(1部)

- ・第4項(4)に定める最終報告書・提案書

(2) 提出期限

前記(1)アに定めるもの 令和7年3月21日(金)とする。

前記(1)イに定めるもの 令和7年3月24日(月)とする。

(3) 受託者は、本業務により得られた成果物、資料、情報等は、機構の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

(4) 受託者は、委託業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 実施状況の報告

受託者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、機構の求めに応じ、打合せを実施するものとし、打合せ日程や打合せ方法(オンラインを含む)等については双方協議の上決定するものとする。

受託者は、機構から請求があったときは、事業の進捗状況等について随時報告すること。

8 経理

受託者は、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものとして、総勘定元帳及び現金出納簿等の会計書類を整備すること。

受託者は、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと。

受託者は、支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

9 業務完了時の提出書類

受託者は、令和7年3月24日(月)又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、業務委託完了報告書(様式第1号)に成果品を添え、機構に提出すること。

10 完了検査

受託者は、本業務の完了後、機構の検査を受けるものとする。

1 1 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情(受託者の100%子会社に委託する場合等)があるものとしてあらかじめ機構が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、機構が契約の主たる部分と認めた業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。ただし本項(1)によりあらかじめ機構が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、機構が再委託により履行することができると認めた業務

(4) 再委託の承認

受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による機構の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、機構が簡易と認めた業務

1 2 協議について

受託者は、本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、機構(新産業創出支援本部 ITバレー推進部)と協議し、機構の意見に対し可能な限り柔軟に対応すること。